

しろい e モニター抽選プレゼント実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、しろい e モニター制度における抽選プレゼント（以下「抽選プレゼント」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(期間)

第 2 条 抽選プレゼントの対象期間（以下「対象期間」という。）は各年度、次の各号のとおり定める。

- (1) 上期：4月1日から9月30日
- (2) 下期：10月1日から2月28日（ただし、閏年については、2月29日）
- (3) 通年：4月1日から2月28日（ただし、閏年については、2月29日）

(対象者)

第 3 条 抽選プレゼントの対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、プレゼントを希望する者とする。

- (1) しろい e モニター制度の登録者（以下「e モニター」という。）のうち、対象期間に実施したアンケートのうち、5割以上回答すること。
- (2) 対象期間に実施したアンケートのうち、最後に行われたアンケートに回答すること。

2 対象となるアンケートは e モニターのみが回答者となっているアンケートに限る。

(抽選プレゼント実施)

第 4 条 抽選プレゼントの実施は、対象期間内に 1 回以上アンケートが実施され、かつ、次の各号のいずれかに該当した場合に行う。

- (1) 対象期間に実施した各アンケートの回答率（当該アンケート送信時のモニター数に対する当該アンケートへの回答者の割

合をいう。以下同じ)の合計をアンケート実施回数で割った数値が7割を超えたとき。

- (2) 対象期間に実施した各アンケートの5割を超えるアンケートにおいて、回答率が8割を超えたとき。

(抽選)

第5条 対象者の中から、予算の範囲内で無作為抽出により抽選プレゼントの当選者(以下「当選者」という。)を決定する。

(当選通知)

第6条 当選者には、個別に電子メールで当選の旨を通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該当選を取り消すものとする。

- (1) 当選の通知の電子メールが届かないとき。
- (2) 当選者が当選の通知の電子メールを確認した旨の連絡が7日以内になされないとき。
- (3) 当選者が辞退したとき。

2 前項の規定により当選の取消があっても、再抽選は実施しない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。